

## 第5章 許可申請等に必要な書類及び図面

### 第1節 開発行為の許可申請等

#### 1 開発行為許可申請〔正本1部、副本(写し)1部提出(規3・1・1)〕

##### (1) 開発行為許可申請添付書類

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
1	開発行為許可申請書 (別記様式第二)		法 29・1 法 30 規 15 規 16・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の全ての地番表示(一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載)</li> <li>面積は実測値</li> <li>工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記</li> <li>代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、電話等を明記</li> </ul>	
1-2	委任状		細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要</li> <li>委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記</li> </ul>	
1-3	申請者の印鑑証明書		細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要</li> <li>印鑑証明書は発行後3か月以内のもの</li> <li>委任状の印影と合致していること</li> </ul>	
1-4	地番表		細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等</li> <li>開発区域内については乙区含め全権利者</li> <li>開発区域の内外を明確にする</li> </ul>	
2	設計説明・概要書		法 30・1・3 規 16・2 規 16・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の現況は、登記事項証明書、実測値と整合していること</li> <li>計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること</li> <li>設計者の氏名欄は必ず記名すること</li> </ul>	
3	資金計画書 (別記様式第三)	工事費等に関する積算資料(見積書等)	規 15・1・4 規 16・5	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費は開発行為に関するもののみ</li> </ul>	
4	公共施設管理者(注1)の同意を証する書面 注1 市町村 都(都道、河川) 建設局、建設事務所 国(国道、河川) 関東地方整備局等		法 30・2 法 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>写し(要原本照合)を提出</li> <li>開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む</li> <li>区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要</li> <li>管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可</li> </ul>	
5	公共施設管理予定者(注2)との協議をしたことを示す書面 注2 注1に同じ		法 30・2 法 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>写し(要原本照合)を提出</li> <li>国有財産の処理が伴う場合特に注意を要する</li> <li>公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)</li> </ul>	
5-2	20 ha以上の開発行為の場合の諸施設の管理者(注3)との協議をしたことを示す書面 注3 ①義務教育施設設置義務者 ②水道事業者 ③電気事業者 ④ガス事業者 ⑤JR及び私鉄経営者等		令 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>写し(要原本照合)を提出</li> <li>40 ha未満の場合は、③④⑤を除く</li> </ul>	

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
6	工事の実施の妨げとなる権利者(注4)の同意を証する書類 (第1号様式の3) 注4 土地所有者 建物・工作物等 ※乙区権利者を含む。		法 30・2 法 33・1・14 規 17・1・3 細 5・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書、公図から権利者を判断</li> <li>・建物、工作物は建物登記事項証明書、課税台帳、現地等で判断</li> <li>・周辺の土地利用から、農業用水路の管理者の同意の要・不要を判断</li> <li>・東電等の地役権は、工務所長の印(印鑑証明書は不要)</li> <li>・隣接地の権利者については必要に応じて提出</li> <li>・権利者が未成年者、成年被後見人等である場合は、必要に応じてその法定代理人の同意書及びその者の地位を証する書類を添付。</li> <li>・同意取得から相当の年月が経過している場合等は、再取得を求めることがあるため、事前に担当者に確認すること。</li> <li>・印鑑証明書と合致する印影であることを原則とする。ただし、それが困難であると認められる場合は、同意者の意思確認を行えるよう調整すること。</li> <li>・隣接土地所有者の同意(P.56、P.103)についても、同様式を準用する。</li> </ul>	
6-2	公共施設用地の所有者等の同意を証する書類 (行政財産・普通財産)		法 30・2 法 33・1・14 規 17・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都又は市町村等所管課の同意、国有財産編入同意</li> <li>・当該用地の面積については実測値 (※設計説明書、求積図等で確認)</li> </ul>	

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認								
7	印鑑証明書		細 5・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記6の同意者の印鑑証明書</li> <li>・登記事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合</li> <li>・同意年月日の前後3か月以内に発行されたもの</li> </ul>									
8	土地及び工作物等の登記全部事項証明書		細 4・1・2 細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図と照合、無地番地の確認</li> <li>・発行後3か月以内のもの</li> <li>・開発区域外についても必要に応じて添付。</li> </ul> 例) 開発区域を確定する場合 隣接土地所有者の同意を取得する場合 公共施設管理者を特定する場合 等									
9	申請者の資力及び信用に関する書類	法人 <table border="1"> <tr><td>登記全部事項証明書</td></tr> <tr><td>財務諸表</td></tr> <tr><td>事業経歴書</td></tr> <tr><td>納税証明書</td></tr> <tr><td>残高証明又は融資証明</td></tr> </table> 個人 <table border="1"> <tr><td>住民票</td></tr> <tr><td>納税証明書</td></tr> <tr><td>残高証明又は融資証明</td></tr> </table>	登記全部事項証明書	財務諸表	事業経歴書	納税証明書	残高証明又は融資証明	住民票	納税証明書	残高証明又は融資証明	法 33・1・12 令 24・2 細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記全部事項証明書、住民票は発行後3か月以内のものを添付</li> <li>・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表</li> <li>・納税証明書（前年度分のもの） 法人—法人事業税又は都（道府県） 民税 個人—個人事業税又は住民税</li> <li>・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること</li> </ul>	
登記全部事項証明書													
財務諸表													
事業経歴書													
納税証明書													
残高証明又は融資証明													
住民票													
納税証明書													
残高証明又は融資証明													
10	工事施行者の施行能力に関する書類	登記全部事項証明書 建設業許可書の写し又は証明書 工事経歴書（過去2年）	法 33・1・13 令 24・3 細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の種類については土木工業であること</li> <li>・工事経歴書については過去2年のもの（ただし、1件の請負金額が500万円以上（消費税を含む）の工事）</li> <li>・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のもの</li> </ul>									
11	設計者の資格を証する書類	卒業証明書、技術士、一級建築士、実務経験証明書その他	法 31 規 17・1・4、 規 18、規 19 宅地造成等規制法を準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ha以上の開発行為及び宅地造成規制区域で地上高が5mを超える擁壁の設置又は1,500㎡を超える造成の場合は義務添付</li> <li>・卒業証明書及び実務経験証明書のほかは写しを添付</li> </ul>									
12	既存権利を有することを証する書類	土地の登記事項証明書 売買契約書	法 34・13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第34条第13号に該当の場合</li> <li>・登記事項証明書は発行後3か月以内のもの</li> <li>・売買契約書については写し（要原本照合）を提出</li> </ul>									
13	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書類		細 4・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護条例に該当する場合は、許可書又は受付票の写しを添付</li> <li>・消防水利の確認書の写しを添付（消防法）</li> <li>・都市計画施設にかかる場合には、計画線の証明（指示）をとる</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地に該当しているか確認する（文化財保護法）</li> <li>・都市計画法第29条給水装置の設置事前協議記録書</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法、土砂災害防止法、森林法、自然公園法、鳥獣保護法、河川法、砂防法、公有地拡大促進法等</li> </ul>									

注) 宅地造成規制区域内の場合は重複しない宅地造成規制法の許可申請添付書類も添付すること。

(2) 開発行為許可申請添付図面

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
1	位置図 (法 30・1・1) (法 30・2) (規 17・1・1) (規 17・2)	1/2500 程度	1 方位 2 開発区域 3 既設道路 4 河川・水路 5 都市計画施設 6 目標物	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 公道 (茶)、私道 (こげ茶)、幅員 (青色) 名称、放流点 道路、公園、その他 交通機関、主要建築物、団地等	1 都市計画施設の確認 (付近の 都市計画道路予定線を記入) (公拓法・国土法の関連)	
2	区域図 (兼現況図) (法 30・1・1) (法 30・1・3) (法 30・2) (規 16・2) (規 16・4) (規 17・1・2) (規 17・3)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 市町村界 4 町字界 5 都市計画区域界 6 地番 7 権利者氏名 8 道路 9 河川・水路 10 工作物 11 等高線 12 現況地盤高	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤)  開発区域内権利者 (乙区含む)、隣 接地所有者 公道 (茶)、私道 (こげ茶) (青色) 用途・高さ・構造、建築物の有無 1.0 m 標高差 平坦地は 2.0 m 以上	1 公図の写し、現況図との比較 (この図面は現況図に公図の各筆 を割り込んだものとする) 2 開発区域内だけでなく、その周辺 の現況把握等造成に伴って危険 となるような隣接家屋などの位置 を確認し、開発区域の範囲の適否を 検討する 3 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 4 仮 BM の位置と高さを記入 する	
3	公図の写し (細 4・1・1)	原本と 同縮尺	1 方位 2 開発区域 3 地番 4 地目 5 権利者氏名 6 道路 7 河川・水路	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤)  開発区域内権利者 (乙区含む)、隣 接地所有者 公道 (茶)、私道 (こげ茶) (青色)	1 国有地 (行政財産、普通財 産)、農地等に注意 2 周辺部も記入 3 転写場所、転写日、転写者名 を記入	
4	公共施設の管理者に 関する図面 (細 4・1・3)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 廃止される公共施設 4 変更される公共施設 5 新設される公共施設 6 新旧公共施設一覧表	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 道路・水路・その他 道路・水路・その他 道路・水路・その他 番号・面積・管理者・所有者	1 「公共施設管理者の同意を証する 書面」又は「公共施設管理予定者との 協議をしたことを示す書面」 各々比較参照する 2 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 3 公共施設一覧表と図面が対 比できるよう着色する	
5	土地利用計画図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)  『4 公共施設の管理 者に関する図面』と 兼ねることも可	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 接続先道路 4 取付道路 5 開発区域内道路 廃止道路  6 道路隅切り 7 公園・広場 8 緑地 9 河川・水路等 10 貯水施設 11 未利用地 12 街区・敷地 13 既存建築物 14 予定建築物 15 都市計画施設 16 法面・擁壁 17 緩衝帯等	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 公道 (茶)、私道 (こげ茶) 公道 (茶)、私道 (こげ茶) 幅員延長表記: 4 m 以上 赤色 5 m 以上 桃色 6 m 以上 橙色 8 m 以上 茶色 12 m 以上 こげ茶  辺長 辺長・面積・出入口 (黄緑色) 形状・面積 (緑色) 形状・幅 (青色) 形状・面積 (水色) 辺長・面積 番号・辺長・面積・計画地盤高 位置 位置 (宅地分譲の場合省略) 位置・名称 (市町村主管課証明) 位置・構造・形状・高さ・底版又 は基礎 位置・形状	1 取付道路: 開発区域内の主幹 線と同等以上とする 2 開発区域内道路: 6.0 m 以上 3 東京都建築安全条例との整 合性 (第 2 条～第 6 条の 2 及 び特殊建築物の適否) 4 公園・広場・緑地・街路に注 意 5 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 6 仮 BM の位置と高さを記入 する	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
6	造成計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 盛土切土の範囲 4 擁壁 5 法面 6 がけ 7 計画地盤高 8 開発区域周辺の状況 9 断面図作成箇所	開発区域は一点鎖線(赤) 関連区域は二点鎖線(赤) 切土(黄)、盛土(赤) 位置・高さ・延長・着色 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えばA-Aと記入	1 地上高の高いRC造の擁壁は設計・施工・管理とも技術的に十分に配慮及び自然環境等を考慮 2 斜面先の盛土は極力避ける 3 開発区域周辺の家屋等が造成後どのような状態になるかを注意する 4 現況図上に記入する 5 仮BMの位置と高さを記入する	
7	造成計画断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 開発区域 2 在来地盤高 3 計画地盤高 4 切土盛土の範囲 5 擁壁 6 がけ 7 法面 8 浸透施設	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 隣接地まで記入 切土(黄)、盛土(赤) 構造・垂直高 二段擁壁、斜面上の擁壁の検討 勾配・垂直高 がけの一体性の検討 勾配・垂直高・排水施設  ※断面図は断面検討上有効な箇所及び直交2方向以上の箇所で作成すること	1 急斜面の盛土には段切り施行 2 擁壁上の余盛りは不可 3 擁壁面に雨水が流下するような集水方法は不可 4 二段擁壁のチェック	
8	排水施設計画平面図 兼 給水施設計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 集水区域 2 管渠 3 U字溝 4 人孔 5 集水ます 6 吐口 7 放流先 8 計算書 9 浸透施設 10 給水施設 11 取水方法 12 消火栓	番号・系統毎に色分け・流下方向 種類・位置・内径・延長・勾配・着色  設置間隔 内径又は内法幅・深さ 位置 名称・断面寸法 計画流出量・流速・流量、トレンチ等 浸透ます、トレンチ等 取水地点	1 放流許可量と計画流出量を比較し、許可量の数値が小さい場合には、調整池・吸込槽等を設置 2 地表水の流下方向は崖と反対方向とする 3 開発区域外からの流入範囲とその処理に注意 4 管渠の内径 20 cm 以上とする 5 排水施設を着色する 6 市町上水道主管課と協議 7 井戸の場合保健所と協議(100 t 以上) 8 給水施設を着色する	
9	公共施設構造図 (細 4・1・3)	1/50 以上	1 道路縦断面図 2 道路横断面図 3 排水施設縦断面図 4 排水施設構造図 5 河川・水路詳細図 6 公園・広場計画図 7 貯水施設詳細図 8 その他施設詳細図	在来高・計画高・延長・勾配 幅員・舗装・勾配 土被り(1.2 m 以上)  形状・寸法・施設の種類 形状・寸法 形状・寸法	1 道路縦断面勾配は9%以下やむを得ない場合は、12%以下 2 詳細は市町との協議による	
10	崖の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 開発区域 2 土質 3 勾配 4 垂直高さ 5 在来地盤高 6 計画地盤高 7 保護の方法	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤)     石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他	1 崖の種類毎、各位置毎に標準図を作成する 2 長大法の場合は別途基準による	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
11	擁壁の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 種類 2 断面図 3 高さ 4 水抜穴  5 透水層 6 土質 7 基礎杭 8 配筋図 9 地盤改良	各種類毎に図面作成 代表断面図毎に図面作成  耐水材料・内径 75 mm で 3 m <sup>2</sup> に 1 箇所以上 材料・寸法 背面土・基礎地盤 位置・材料・寸法 R C 造、被り、 交互配筋は不可 改良範囲・方法	1 練積法： ・切土 ～5m まで ・盛土部分に基礎を設ける 場合 ～3m まで 2 擁壁を設置する前後の地 盤高を記入	
12	擁壁の構造計算書 (規 27・1) (細 4・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 転倒に対する安定 4 滑動に対する安定 5 沈下に対する安定 6 各部断面の検討 7 掘削面の検討 8 地震に対する安定 9 基礎杭の検討	安全率 1.5 以上 安全率 1.5 以上	1 5.0 m を超える場合は土質 調査報告書を添付させる 2 土圧は計算方法を明らかに すること 3 地震に対する安定は、 ①擁壁 5m を超える場合 ②基礎地盤が軟弱な場合 ③背面が高盛土の場合 検討する	
13	擁壁展開図 (細 4・1・3)		1 基礎幅 2 基礎前端厚 3 擁壁全高 4 根入れ深さ 5 擁壁高 6 造成計画高 7 地盤高 8 単距離 9 距離		1 伸縮目地は、原則として 20 m 以内につき 1 箇所 2 図の下側に各変化点での値 が分かるように記入 3 擁壁の前面地盤が傾斜して いる場合等、前面地盤と設 計上根入れを考慮している 地盤の高さが異なる場合は 両方を区別して記入	
13-2	擁壁敷設図 (細 4・1・3)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域  3 擁壁  4 展開図対応記号 5 法面 6 かけ 7 計画地盤高 8 開発区域周辺の状況 9 断面図作成箇所	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連区域は二点鎖線 (赤) 位置・高さ・延長・ 型別に着色・型別の凡例・ 背面及び前面地盤高さ A, B, C, …、①, ②, ③, … 等 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えば A-A と記入	1 型別の擁壁の配置、擁壁展 開図における位置関係が明 確になるように記入 2 擁壁の背面地盤高及び前 面地盤高について、擁壁展 開図と対比できるように 記入	
14	斜面の安定計算書 (細 4・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 斜面先崩壊の検討 4 斜面崩壊の検討 5 底部崩壊の検討		切土をする場合において、切 土をした後の地盤に滑りやす い土質の層があるとき	
15	地盤の安定計算書 (規 23・3) (細 4・1・3)				規則第 23 条第 2 項に該当の場 合	
16	参考図面		1 求積図 2 境界確定図 3 幅員証明 4 その他		境界確定図は、原則として、開 発区域が都道、市道等の公共用 財産の用地等と接する場合に 添付	
17	開発登録簿の写し (法 46) (法 47) (細 4・1・3)		1 開発登録簿調書 2 土地利用計画図 3 付近見取図 4 公図の写し 5 公共施設一覧表		1 法 33 条 1 項 8 号ただし書該 当の場合、その旨記入 2 写しを 5 部 (着色) (完了届 提出時及び完了時は別途、 別部数を提出)	

□ 申請図面には、図面作成者の記名が必要 (規 16・6)

注) 宅地造成規制区域内の場合は重複しない宅地造成規制法の許可申請添付図面も添付すること。

## 2 開発行為変更許可申請〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更許可申請書 (第1号様式)	申請日、市長名、許可番号、申請者の住所氏名等	法35の2 令31 規28の2 細4・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発許可申請に準じる</li> <li>許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> </ul>	
1-2	委任状		細4・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要な(当初許可申請時に本手続きを含めた委任状が添付されている場合を除く。)</li> <li>委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記</li> </ul>	
2	開発行為変更理由書	変更項目、項目ごとの変更理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること</li> </ul>	
3	開発行為変更許可に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	規28の3 細4・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更箇所が分かるように着色</li> <li>公共施設管理者の変更に関する同意添付</li> <li>図面作成者の氏名</li> <li>開発登録簿の写しを提出(着色4部、白黒1部)</li> </ul>	

## 3 開発行為の軽微な変更の届出〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・3、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更届出書 (第1号様式の2)	申請日、市長名、届出者の住所氏名、変更内容、許可番号	法35の2 規28の4 細4・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更したときは遅滞なく届出</li> <li>許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> <li>内容、理由は具体的に記入</li> </ul>	
1-2	委任状		細4・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要な(当初許可申請時に本手続きを含めた委任状が添付されている場合を除く。)</li> <li>委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記</li> </ul>	
2	開発行為変更届出に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	細4・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更箇所が分かるように着色</li> </ul>	

## 4 開発行為の工事等報告書〔正本1部、副本(写し)1部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事等報告書	申請日、市長名、報告者の住所氏名、修正内容、許可番号		<ul style="list-style-type: none"> <li>修正が見込まれる場合は着手する前に報告し、指示を受けること</li> <li>許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> <li>内容、理由は具体的に記入</li> </ul>	
1-2	委任状		細4・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要な(当初許可申請時に本手続きを含めた委任状が添付されている場合を除く。)</li> <li>委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記</li> </ul>	
2	工事等報告書に関連する図書	修正前後で変わる部分の図書全部		<ul style="list-style-type: none"> <li>修正箇所が分かるように着色</li> </ul>	

注) 第4章第2節(3)④に該当する場合に提出

5 開発行為の地位の承継承認等

(1) 法第44条関係〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・14、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継届出書 (第12号様式)	申請日、市長名、許可番号、 承継者の住所氏名	法44 細16・1	・承継理由は具体的に記入	
1-2	委任状		細4・1・3	・代理人に委任する場合に必要 ・委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記	
1-3	届出者の印鑑証明書		細4・1・3	・発行後3か月以内のもの ・委任状の印影と合致していること	
2	地位の承継届出に関する書類	(個人) 戸籍全部事項証明書 (法人) 登記全部事項証明書等適法に承継したことを証明する書類	細16・2	・法44条の一般承継人とは、 ① 相続人 ② 合併後存続する法人 ③ 合併により新たに設立された法人を指す	

(2) 法第45条関係〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・15、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継の承認申請書 (第13号様式)	申請日、市長名、許可番号、 承継申請者の住所氏名、所有権取得年月日	法45 細17・1	・承継理由は具体的に記入 ・法45条の特定承継人とは土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した第三者を指す	
1-2	委任状		細4・1・3	・代理人に委任する場合に必要 ・委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記	
2	申請者の資力及び信用に関する書面	法人 登記全部事項証明書 財務諸表 事業経歴書 納税証明書 残高証明・融資証明 個人 住民票の写し 納税証明書 残高証明・融資証明	法33・1・12	・登記全部事項証明書、住民票は発行後3か月以内のものを添付 ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書(前年度分のもの) 法人—法人事業税又は都(道府県)民税 個人—個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの) ※工事費に対して相当以上の残高があること	
3	承継同意書	1 旧事業主が新事業主への承継を認める内容 2 旧事業主と新事業主の印	細17・2	・書式は任意 ・印鑑証明書と合致する印影であることを原則とする。ただし、旧事業主について、それが困難であると認められる場合は、同意者の意思確認を行えるよう調整すること	
3-2	申請者の印鑑証明書		細4・1・3	・発行後3か月以内のもの ・委任状、承継同意書の印影と合致していること	

## 6 開発許可の工事に関する届出

(1) 着手時〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・6、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事着手届出書 (第4号様式) (第4号様式の2)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 着手、完了予定年月日 等	細8・1 細8・2	・工事に着手したときは速やかに届出	
2	工事現場管理者届出書	1 市長名 2 申請者の住所・氏名 3 工事現場管理者の住所・氏名 4 許可番号 5 着手、完了予定年月日 等		・工事に着手したときに届出	

(2) 完了時〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・7、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了届出書 (別記様式第四)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 完了予定年月日 等	法36・1 規29	・完了したときは遅滞なく提出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・完了届提出時には、併せて検査用の開発登録簿の写し2部(着色)と工事写真を検査担当に提出する	

□ 検査終了後、訂正済みの開発登録簿の原図1部及び写し5部(着色5)を検査担当に提出する。

## 7 開発行為の廃止届〔正本1部、副本(写し)1部提出(細3・1・8、3・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (別記様式第八)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 廃止年月日 等	法38 規32	・工事を廃止したときは遅滞なく届出 ・代理人に委任する場合は委任状(委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記)を添付	
1-2	委任状		細4・1・3	・代理人に委任する場合に必要 ・委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記	
1-3	届出者の印鑑証明書		細4・1・3	・代理人に委任する場合に必要 ・印鑑証明書は発行後3か月以内のもの ・委任状の印影と合致していること ・添付が困難であると認められる場合は、廃止の意思確認を行えるよう調整すること。	
2	その他市長が必要と認めた書類				

## 8 建築制限特例許可申請等

開発許可制度による建築制限（法 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に次の図書を添えて申請してください。

（1）工事完了公告前の建築制限の解除申請〔正本 1 部、副本（写し） 1 部提出（細 3・1・9、3・2）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了公告前の建築物の建築・特定工作物の建設承認申請書（第 6 号様式）	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 工事着手予定年月日 6 建築物の用途 等	法 37 細 10・1	・承認申請前に工事着手届出書を提出 ・法 37 条の制限解除は戸建て建築分譲等の場合は認めない	
1-2	委任状		細 4・2	・代理人に委任する場合に必要な（当初許可申請時に本手続きを含めた委任状が添付されている場合を除く。） ・委任者及び受任者の住所、氏名、印、開発区域及び面積、委任日、等明記	
2	付近の見取図	1 開発区域 2 敷地の位置 3 方位 4 周辺の公共施設	細 10・2・1	・開発許可を受けた資料を用いてもよい	
3	配置図	1 敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ	細 10・2・2		
4	その他市長が必要と認める図書	1 工程表 2 建築物各階断面図等	細 10・2・3		

## 第2節 市街化調整区域における申請書類等

### 1 建築制限特例許可申請書（都市計画法第41条第2項）

番号	項目	内容		提出部数		備考
		明示すべき事項	縮尺	正	写	
1	建築物の特例許可申請書 (第8号様式)	建築物を建築しようとする土地、建築物の用途、建築物の内容、建築しようとする建築物		1	1	
2	付近見取図	開発区域、敷地の位置、方位、周辺の公共施設	1/1000 以上	1	1	開発許可を受けた際の土地利用計画図(全部又は一部)を用いてもよい。
3	配置図	敷地、建築物の道路との位置、形態、大きさ(寸法)	1/100 ～ 1/300	1	1	
4	各階平面図	寸法、用途記入	1/50 ～ 1/200	1	1	
5	立、断面図	断面の位置及び寸法	1/100 以上	1	1	
6	その他知事が必要と認めた図書			1	1	

### 2 予定建築物等以外の建築物の建築等又は特定工作物の新設許可申請書(都市計画法第42条第1項)

番号	項目	内容		提出部数		備考
		明示すべき事項	縮尺	正	写	
1	予定建築物以外の建築等許可申請書 (第9号様式)	建築物のある土地、予定建築物及びその用途、許可申請の理由		1	1	
2	付近見取図	開発区域、敷地の位置、方位、周辺の公共施設	1/1000 以上	1	1	開発許可を受けた際の土地利用計画図(全部又は一部)を用いてもよい。
3	配置図	敷地、建築物の道路との位置、形態、大きさ(寸法)	1/100 ～ 1/300	1	1	
4	各階平面図	寸法、用途記入	1/50 ～ 1/200	1	1	
5	その他知事が必要と認めた図書			1	1	

3 都市計画法第 34 条第 1 号他又は施行令第 36 条第 3 号イ該当建築物に係る必要書類

(1) 公益上必要な建築物及び日常生活に必要な店舗等必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。  
(写)については、申請時に原本照合が必要。
- 2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。
- 3) 開発行為とならない場合は、下表の書類を A 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本 1 部、副本 1 部。
- 4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。

1) 公益上必要な建築物 (都市計画法第 34 条第 1 号)

必 要 書 類		相談時	内 容 説 明
申請書	申請書		申請者の電話番号を明記する。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3 欄に開設する施設名 (小学校、診療所等) と建築面積及び延べ面積、8 欄に「法第 34 条第 1 号」を記入する。 建築行為の場合、2 欄に開設する施設名 (小学校、診療所等) と建築面積及び延べ面積、4 欄に「法第 34 条第 1 号」を記入する。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書		委任状の印影と合致すること。
	理由書	○	施設の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申請者の資格	免許等	○	当該施設の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票の写し	○	申請者が個人の場合に必要。
	登記全部事項証明書	○	申請者が法人の場合に必要。
申請施設	許認可等		申請施設が関係法令の許認可等が必要な場合、当該の許認可等が得られる見込みであることを証明する書類等。
	市町村長の承認書		

必要書類		相談時	内容説明
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	○	幅員証明
	放流許可証（写）		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に必要。
	占用許可書（写）		公有地（河川、水路等）を占用する場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
その他	念書		自己用で賃貸、転売等しない旨の念書
	経営診断書		中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証明する書類。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図	○	原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	付近見取り図	○	原則として2千5百分の1の都市計画図（住宅地図でも可）。申請地を赤で表示。 審査基準1（5）敷地について、イの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）	○	敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図	○	立面図、平面図（診療所、助産所に併設する住宅にあつては床面積が180㎡以下であること。）
	排水計画図	○	排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	施設に供する部分の詳細配置図		小学校、診療所等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図。

2) 日用品店舗等（都市計画法第34条第1号）必要書類

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請者の電話番号を明記する。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に開設する店舗等の業種名（別表3-2-1の分類による）と建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第1号」を記入する。 建築行為の場合、2欄に開設する店舗等の業種名（別表3-2-1の分類による）と建築面積及び延べ面積、4欄に「法第34条第1号」を記入する。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書		
	理由書	○	業種の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申請者の資格	免許等	○	当該店舗等の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票の写し	○	申請者が個人の場合に必要。
	登記全部事項証明書	○	申請者が法人の場合に必要。
	借家証明	○	住宅を併設する場合に必要。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	○	幅員証明。
	放流許可証（写）		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に必要。
	占用許可書（写）		公有地（河川、水路等）を占用する場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。

必要書類		相談時	内容説明
その他	念書		自己用で賃貸、転売等しない旨の念書
	設置要望書		審査基準（２）立地についてイを適用する場合は必要。
	経営診断書		中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証明する書類。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図	○	原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	付近見取り図	○	原則として2千5百分の1の都市計画図（住宅地図でも可）。申請地を赤で表示。審査基準（２）立地について、（５）敷地についてアの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）	○	敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図	○	立面図、平面図（延べ面積180平方メートル以下で、店舗部の延べ面積が全体の50%以上であること）。
	排水計画図	○	排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	店舗等に供する部分の詳細配置図		店舗等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図
	機械設備明細書		店舗等に供する部分に設置する機械設備等の明細書。

(2) 災害危険区域等に存する建築物等の移転（都市計画法第 34 条第 8 号の 2）必要書類

注意事項	
1)	「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 (写)については、申請時に原本照合が必要。
2)	開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。
3)	開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。
4)	申請者の印鑑は実印で統一すること。

必 要 書 類		相 談 時	内 容 説 明
申請書	申請書		申請者の電話番号を明記する。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「法第34条第8号の2（災害危険区域等に存する建築物等の移転）」と記入。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書		委任状の印影と合致すること。
	理由書	○	移転理由を具体的に記載する。
身分	住民票の写し	○	申請者が個人の場合に必要。
既存建築物	建物登記事項証明書	○	既存建築物の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	既存建築物の土地登記事項証明書。
	土地状況図	○	災害危険区域を明記した建築物等の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。
	新旧対照表	○	敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。

必要書類		相談時	内容説明
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	申請地状況図	○	申請地が令第 29 条の 7 に定める区域にないことが分かる図面
	道路証明	○	幅員証明等。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
	承諾書		自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（土地所有者の印鑑証明を添付）。
	念書		自己用で賃貸、転売等しない旨の念書。申請者の押印。
	農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。
添付図面	位置図	○	原則として 1 万分の 1 の都市計画図。申請地は赤で表示。既存建築物は緑色で表示。
	案内図	○	住宅地図。申請地は赤色で、既存建築物は緑色で表示。
	配置図	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）・求積表
	各階平面図	○	建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	立面図	○	二面（南側、東側）
	設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。
	放流許可書		雨水を河川等に放流する場合に必要。

(3) 沿道サービス施設（都市計画法第 34 条第 9 号）必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。  
(写)については、申請時に原本照合が必要。
- 2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。
- 3) 開発行為とならない場合は、下表の書類を A 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本 1 部、副本 1 部。
- 4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。

必 要 書 類		相談時	内 容 説 明
申 請 書	申請書		申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する施設名を明記する。 「法第 34 条第 9 号」と記入する。
	委任状	○	申請手続を代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	印鑑証明		申請者の印鑑証明を添付する。 委任状の印影と合致すること。
	理由書	○	業種の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申 請 者 の 資 格	免許等	○	当該施設等の業務に必要な免許、資格等を有している ことを証明する書類。
	住民票	○	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書	○	申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
申 請 地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田又は畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	○	幅員証明。
	放流許可証		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に提出する。
	占用許可書		公有地（河川、水路等）を占用する場合に必要である。
	査定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。

必要書類		相談時	内容説明
その他	念書		自己用で賃貸、転売等しない旨の念書（印鑑証明付）
	交通量計測書	○	平日 12 時間あたり 3,000 台の交通量があることを証するもの。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図	○	原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	付近見取り図	○	原則として2千5百分の1の都市計画図（住宅地図でも可）。 申請地を赤で表示。 （5）敷地についてアの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）	○	敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図	○	立面図、平面図。
	排水計画図	○	排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	店舗等に供する部分の詳細配置図		店舗等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図
	機械設備明細書		店舗等に供する部分に設置する機械設備等の明細書。

4 「町田市都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例」  
に該当する建築物に係る必要書類

条例第一号（分家住宅） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p>
---

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第1号（分家住宅）」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第1号（分家住宅）」と記入。
	委任状		申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書		委任状の印影と合致すること。
	理由書	○	特に書式はなし。
資格・身分事項	系統図	○	本家と申請者との家族関係図。
	戸籍全部事項証明書	○	本家と申請者（それぞれの配偶者を含む）のもの。
	住民票の写し	○	本家の世帯全員及び申請者の家族世帯全員が記載されているもの。マイナンバーの記載のないもの。
	借家証明		申請者の現住居が借家の場合必要。賃貸契約書の写し等。
	借家間取図		申請者の現住居が借家の場合必要。
	婚約者住民票		申請理由が結婚による独立の場合に必要。

必要書類		相談時	内容説明
所有地	「名寄帳」 (土地評価証明)	○	本家及び申請者(申請者の配偶者及び本家の血族である配偶者を含む。以下同じ)の全所有地の土地評価証明。所有地がない場合はない旨の証明が必要(市区町村によって発行しない場合もある)。 本家…本家の住所地の市区町村が発行 申請者…申請者の住所地と申請地の所在地の市区町村等が発行
	区域証明 分布図	○	本家及び申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。市区町村発行のもの。 原則として1/10000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。
	市街化区域内の 土地状況図	○	本家及び申請者の所有地のうち、市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図(写真添付)。
本家	建物登記事項証明書	○	本家の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	本家の土地登記事項証明書。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道路証明	○	幅員証明等。
	避難計画書	○	申請地が令第29条の9の土地を含む場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地(公道、水路等)に隣接している場合に必要。
	承諾書		自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書(土地所有者の印鑑証明を添付)。
	念書 農地転用書類		自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書。申請者の押印。 農地は、農地転用許可(見込み可)。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。

必要書類		相談時	内容説明
添付図面	位置図	○	原則として1/10000の都市計画図。 申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	案内図	○	住宅地図。申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	建築計画図	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延べ面積）。
	① 配置図		
	② 各階平面図		
	③ 立面図		二面（南側、東側）
	構造図		
	① 排水施設		容量計算書添付。
	② 擁壁		構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書		雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第二号（既存集落内の自己用住宅） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p>
---

必要書類	相談時	内容説明
<p>申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書</p> <p>理由書</p>	○	<p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第2号（既存集落内の自己用住宅）」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第2号（既存集落内の自己用住宅）」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>住民票の写し</p> <p>借家証明</p> <p>借家間取図</p> <p>戸籍全部事項証明書及び系譜図</p>	○	<p>申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。</p> <p>申請者の現住居が借家の場合必要。賃貸契約書の写し等。</p> <p>申請者の現住居が借家の場合必要。</p> <p>申請地が相続または生前贈与の場合必要。</p>

条例第二号（既存集落内の自己用住宅）

必要書類		相談時	内容説明
所有地	「名寄帳」 (土地評価証明)	○	申請者の全所有地の土地評価証明。所有地がない場合はない旨の証明が必要（市区町村によって発行しない場合もある）。申請者の現住所と申請地の所在地の市区町村が発行。申請地が生前贈与の場合は、さらに贈与者の全所有地の名寄帳（贈与者の現住所の市区町村が発行）が必要。
	区域証明 分布図	○	申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。申請地が生前贈与の場合は、贈与者の全所有地についても必要。原則として 1/10000 の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。申請地が生前贈与の場合は、贈与者の全所有地を緑色で表示。
	市街化区域内の 土地状況図	○	市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。申請地が生前贈与の場合、市街化区域内の贈与者の所有地についても必要。
申請地	50戸連たん図	○	主要建築物の敷地が、おおむね 50 戸以上、おおむね 50m 以内の間隔で連たんすること。案内図の建築物をハッチで明示し連番を付す。（学校等建築敷地が広い場合には敷地をハッチで明示。）
	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道路証明	○	幅員証明等。
	避難計画書	○	申請地が令第 29 条の 9 の土地を含む場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
	念書		自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書。申請者の押印。
農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。	

条例第二号（既存集落内の自己用住宅）

必要書類		相談時	内容説明
添付図面	位置図	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地を赤色で表示。
	案内図	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。
	建築計画図	○	
	① 配置図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各階平面図		建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図		二面（南側、東側）
	構造図		
	① 排水施設		容量計算書添付。
	② 擁壁		構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書		雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第三号（自己用住宅である既存建築物の建替等） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p>
---

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第3号（自己用住宅である既存建築物の建替等）」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第3号（自己用住宅である既存建築物の建替等）」と記入。
	委任状		申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書 理由書	○	委任状の印影と合致すること。 特に書式はなし。
身分	住民票の写し	○	申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	家屋登記事項証明書	○	既存建築物の家屋登記事項証明書。
	建築確認書	○	既存建築物の建築確認通知書。図面、写真等を含む。
	土地評価証明	○	建築確認通知書がない場合必要。
	家屋評価証明	○	建築確認通知書がない場合必要。

条例第三号（自己用住宅である既存建築物の建替等）

必要書類		相談時	内容説明
申請地	新旧対照表	○	敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。
	道路証明	○	幅員証明等。
	避難計画書	○	申請地が令第29条の9の土地を含む場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
	念書		自己用で、貸家・転売等しない旨の念書。申請者の押印。
	農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。

条例第三号（自己用住宅である既存建築物の建替等）

必要書類		相談時	内容説明
添付図面	位置図	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地を赤色で表示。
	案内図	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。
	建築計画図	○	
	① 配置図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各階平面図		建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図		二面（南側、東側）
	構造図		
	① 排水施設		容量計算書添付。
	② 擁壁		構造計算書添付。
	設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書		雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第四号（収用対象事業の施行に伴う移転）必要書類  
市街化調整区域内の移転

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p>
---

必要書類	相談時	内容説明
<p>申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書</p> <p>理由書</p>	○	<p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第4号（収用対象事業の施行に伴う移転）」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第4号（収用対象事業の施行に伴う移転）」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>資格・身分事項</p> <p>収用事業証明</p> <p>住民票の写し</p>	○	<p>現住居が収用事業に係わっていることについて、事業主体からの証明。事業名、事業施行区域について明確にされていること。</p> <p>申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。</p>
<p>所有地</p> <p>「名寄帳」（土地評価証明）</p> <p>区域証明</p> <p>分布図</p>	○	<p>申請者の全所有地の土地評価証明。所有地がない場合はない旨の証明が必要（市区町村によって発行しない場合もある）。申請者の住所地と申請地の所在地の市区町村が発行したもの。</p> <p>申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。</p> <p>原則として1/10000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。</p>

条例第四号（収用対象事業の施行に伴う移転）市街化調整区域内の移転

必要書類		相談時	内容説明
住居	建物登記事項証明書	○	現住居の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	現住居の土地登記事項証明書。
	市街化区域内の土地状況図	○	市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。
	新旧対照表	○	敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道路証明	○	幅員証明等。
	避難計画書	○	申請地が令第29条の9の土地を含む場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
	承諾書		自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（土地所有者の印鑑証明を添付）。
	念書		自己用で、貸家・転売等しない旨の念書。申請者の押印。
農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。	

条例第四号（収用対象事業の施行に伴う移転）市街化調整区域内の移転

必要書類	相談時	内容説明
添付図面	位置図	○ 原則として1/10000の都市計画図。 申請地は赤色で表示。
	案内図	○ 住宅地図。申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	建築計画図	○
	① 配置図	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延べ面積）。
	② 各階平面図	建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図	二面（南側、東側）
	構造図	
	① 排水施設	容量計算書添付。
	② 擁壁	構造計算書添付。
	設置許可書	申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書	公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書	雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第五号（既存宅地の建築） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 申請は1宅地ごとに行うこと。</p>
---

必要書類	相談時	内容説明
<p>申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書</p>		<p>面積は実測値を記入する。セットバック部分は除く。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第5号（既存宅地の建築）」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第5号（既存宅地の建築）」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p>
<p>申請理由</p> <p>土地登記事項証明書</p> <p>土地評価証明書</p> <p>宅地であった蓋然性が極めて高いと認められる書類</p> <p>50戸連たん図</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>区域区分日以前から継続して地目が宅地であること。</p> <p>土地登記事項証明書が宅地以外の場合必要。</p> <p>農地転用許可書、宅地造成等規制法の検査済証、建築確認通知書、道路位置指定図、区域区分日当時の空中写真、その他の資料。</p> <p>主要の建築物の敷地が、概ね50戸以上、概ね50m以内の間隔で連たんする事。案内図の建築物をハッチで明示し連番を付す。(学校等建築敷地が広い場合は敷地をハッチで明示。)</p>
<p>申請地</p> <p>道路証明書</p> <p>避難計画書</p> <p>公図の写し</p> <p>境界確定図</p> <p>承諾書</p> <p>案内図</p> <p>農地転用書類</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>幅員証明等。</p> <p>申請地が令第29条の9の土地を含む場合に必要。</p> <p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入。</p> <p>申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合必要。</p> <p>自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書。          (土地所有者の印鑑証明書添付)</p> <p>住宅地図。申請地（赤）で表示。</p> <p>農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。</p>

条例第五号（既存宅地の建築）

必要書類	相談時	内容説明
添付 図面	建築設計図	○
	① 配置図	○ 敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延べ面積）。
	② 各階平面図	○ 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図	○ 二面（南側、東側）
	雨水排水計画図	○ 敷地内に降る雨水を適切に処理する排水施設が設けられていること。
	構造図	○
	① 排水施設	○ 容量計算書添付。
② 擁壁	○ 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）	
設置許可書（写）	○ 申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。	
占用許可書（写）	○ 公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書（写）	○ 雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第五号（既存宅地の建築） 必要書類

（旧法による既存宅地確認を受けた土地における再申請、及び新法による既存宅地の許可を受けた建築物の再申請）

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 申請は1宅地ごとに行うこと。</p>
--

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		面積は既確認、既許可面積を基に記入。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第12号」、「条例第3条第1項第5号（既存宅地の建築）」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ハ」、「条例第3条第1項第5号（既存宅地の建築）」と記入。
	委任状		申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
	申請者の印鑑証明書		委任状の印影と合致すること。
申請理由	既存宅地確認書	○	写しを添付。
	又は許可書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	建築確認通知書	○	既存建築物についての建築確認通知書。図面、写真等を含む。
	建物登記事項証明書	○	建築確認通知書がない場合必要。
申請地	家屋評価証明	○	建築確認通知書がない場合必要。
	道路証明	○	幅員証明等。
	避難計画書	○	申請地が令第29条の9の土地を含む場合に必要。
	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入。
	承諾書	○	自己所有地でない場合、申請地の土地所有承諾書。 （土地所有者の印鑑証明書添付）
	案内図	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。

条例第五号（既存宅地許可）

（旧法による既存宅地確認を受けた土地における再申請、及び新法による既存宅地の許可を受けた建築物の再申請）

必要書類		相談時	内容説明
添付 図面	建築計画図 ① 配置図	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延べ面積）。
	② 各階平面図		建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。（用途は、建築基準法別表第2の分類に従って記入。）
	③ 立面図		二面（南側、東側）。

## 5 審査会提案基準該当案件に関する申請書類

開発審査会付議事案調査表 [基準A]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 既存権利の届出

(1) 届出を行った

年 月 日 届出 1. 所有権 2. 借地権 3. その他 ( )
-----------------------------------

(2) 届出を行えなかった

年 月 日 取得 → 1. 登記済 2. 仮登記済
---------------------------

農地の場合で仮登記済の場合 → 農地転用許可年月日 年 月 日
---------------------------------

4. 定められた期間内に開発行為等が行えなかった理由

--

5. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構造	

6. 付近の状況等

付近の状況	周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 道路 （1）接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している （2）その他 その他				
	都市計画との関連	地域地区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	その他		

7. 他法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準B]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積 (開発面積)	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

敷地規模に変更がある場合

新たに敷地として算入する土地は 提案基準 (1) { イ ロ } に該当する

変更後の敷地面積は 提案基準 (2) に該当する

年 月 日 から所有 年 月 日 相続

年 月 日 収用対象事業の代替地として交換取得

3. 既存建築物

所 在 地	
<p>1. 線引日前のもの</p> <p>(建築確認 年 月 日 第 号)</p> <p>(登 記 年 月 日)</p> <p>(評価証明 )</p> <p>2. 線引日以後のもの</p> <p>(建築確認 年 月 日 第 号)</p> <p>(1) 所有者変動なし</p> <p>(2) 所有者変動あり</p> <p>前所有者 ( )</p> <p>変動年月日 年 月 日</p> <p>理由 [ ]</p>	

4. 既存建築物と予定建築物の比較

	基準時	増改築後	増減・比率（新／旧）	
			m <sup>2</sup>	倍
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	倍
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	倍
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	倍
建ぺい率	%	%		
容積率	%	%		
用途				
構造				

5. 周辺の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 （1）接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している （2）その他 3. その他		
	地域地区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他	

6. 他法令との関連

--

7. 申請の理由

--

開発審査会付議事案調査表 [基準C]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 事業所

所 在 地			
名 称			
従 業 員 数			
業 務 内 容			
当該地における事業開始日	年	月	日 資格要件1 { (1) (2) (3) } 該当

3. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積 (開発面積)	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

4. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	

5. 周辺の状況等

都市計画との関連	付 近 の 状 況	1. 周辺の住宅 ( 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ) 2. 道路 (1) 接道 幅員 ( ) m の ( ) 道に接している (2) その他 3. その他			
	地 域 地 区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

6. 当該建築物建築の必要性

--

7. 当該建築物を市街化調整区域に建築する合理的事情

--

8. 他の法令との関連

--



6. 周辺の状況等

付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ）			
	2. 道路 （1）接道 幅員（        ）mの（                    ）道に接している （2）その他			
都市計画との関連	地域地区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他	

7. 収用対象事業の概要

種 類	広域 ・ その他
起 業 者	
事 業 の 内 容	（土地収用法第3条第      号相当）
事 業 期 間	
そ の 他	

8. 他の法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準E]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構 造	

4. 周辺の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 （1）接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している （2）その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. 当該建築物建築の必要性

--

6. 他の法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準F]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積 (開発面積)	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	
該当要件	<p>1. 当該第二種特定工作物 ( ) には包含されないが、利用増進上、当該工作物の敷地内に建築することに格段の合理性が認められる建築物                      宿泊施設 (あり ・ なし)</p> <p>2. 既設の第二種特定工作物 ( ) の管理上必要と認められる建築物</p> <p>3. 規模が 1ha 未満のため第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設等 ( ) の管理・利用増進上、当該施設の敷地内に建築することに格段の合理性が認められる建築物</p> <p>4. ゴルフ練習場の打席上の建築物 (屋根) 打席数 ( ) 打席</p> <p>5. 第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設 ( ) の管理・利用上必要最小限不可欠な建築物</p> <p>6. 屋外施設 ( ) で、土地利用を適正に行うため管理上最低限必要な建築物</p>				

4. 周辺の状況等

付近 の 状 況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ）			
	2. 道路 （1）接道 幅員（        ）mの（                    ）道に接している （2）その他			
3. その他				
都 市 計 画 と の 関 連	地 域 地 区			
	市街化区域 からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他	

5. 当該建築物建築の必要性

6. 他の法令との関連

開発審査会付議事案調査表 [基準G]

【 新 築 】

1. 申請者

住 所			
氏 名			
認 証	年 月 日	設 立 登 記	年 月 日

2. 申請地

所 在 地	1 所有権 登記済 (権利関係)		
	2 借地権 ( 年 月 日所有・借地) 仮登記		
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積 (開発面積)	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	
宿泊施設	有 ・ 無				

4. 周辺の状況等

付 近 の 状 況	1. 周辺の住宅 ( 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ) 2. 道路 (1) 接道 幅員 ( ) mの ( ) 道に接している (2) その他 3. その他				
都 市 計 画 と の 関 連	地域地区				
	市街化区域 からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	その他		

5. 宗教活動の実態

<ul style="list-style-type: none"><li>当該都市計画区域において、既存境内建築物を拠点として 年 月 日から宗教活動を開始した。</li><li>既存境内建築物は、<ol style="list-style-type: none"><li>区域区分日前のもの（確認 年 月 日 第 号）</li><li>区域区分日以後のもの（確認 年 月 日 第 号）</li></ol></li></ul>
--

6. 財産処分の公告の必要性

有（ 年 月 日公告） 無
---------------

7. 現在地において、従来宗教活動が困難になっている具体的理由

--

8. 当該地域に立地する合理的事情

当該市街化調整区域の同一町内及び隣接町内に（ ）人の信者が居住している
-------------------------------------

9. 他の法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準G]

【 増改築 】

1. 申請者

住 所			
氏 名			
認 証	年 月 日	設 立 登 記	年 月 日

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 既存建築物

区域区分日（以前・以後）	建築確認	年 月 日	建築
--------------	------	-------	----

4. 新旧対照表

	既存建物	増改築後	増減
宿泊施設	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建ぺい率	%	%	%
容積率	%	%	%
用途			
構造			
敷地規模に変更がある場合、新たに敷地として算入する土地は			
年 月 日 から申請者が所有			
年 月 日 相続			
年 月 日 所有権・借地権 登記・仮登記			

5. 付近の状況等

付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・殆どない ）			
	2. 道路 （1）接道 幅員（      ）mの（                      ）道に接している （2）その他			
都市計画との関連	地域地区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他	

6. 当該建築物増改築の必要性

--

7. 財産処分公告の必要性

有（      年      月      日公告）	無
----------------------------	---

8. 他の法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準H]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 (1) 接道 幅員（      ）mの（                      ）道に接している (2) その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. その他

都の指針等との適合	年 月 日 福祉部局 確認済
	年 月 日 住宅部局 確認済
権利関係	利用権方式 ・ 賃貸方式
隣接する病院等	所在地
	名称
	設立
地元市町村の意見	年 月 日 回答 ( ) 内 容 ( )

6. 他の法令との関連

--

開発審査会付議事案調査表 [基準 I]

1. 許可を受けようとする者

住 所	
氏 名	

2. 当初許可を受けた者

住 所	
氏 名	

3. 申請地・対象建築物

所在地			地積	m <sup>2</sup>	
1. 都市計画法 許可番号	年	月	日	第	号
( 29 条 ・ 43 条 1 項 ) 法 34 条第	号	該当			
2. 建築基準法 建築確認	年	月	日	第	号
建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	専用住宅
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅 ( 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ) 2. 道路 (1) 接道 幅員 ( ) m の ( ) 道に接している (2) その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	約	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. 申請理由

該当理由（資格要件2）	(1) (2) (3) (4) (5)

6. 他の法令との関係

--

開発審査会付議事案調査表 [基準Iの2]

1. 許可を受けようとする者

住 所	
氏 名	

2. 申請地・対象建築物

所在地		地積		m <sup>2</sup>
1. 都市計画法 許可番号 年 月 日 第 号 ( 29条 ・ 43条1項 ) 法34条第 号 該当				
2. 建築基準法 建築確認 年 月 日 第 号				
建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用途 専用住宅
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構造

3. 付近の状況等

付近の状況	1. 周辺の住宅 ( 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ) 2. 道路 (1) 接道 幅員 ( ) mの ( ) 道に接している (2) その他 3. その他			
都市計画との関連	地域地区			
	市街化区域からの距離	約 m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	その他	

4. 申請理由

該当理由（資格要件3）	(1) (2) (3) (4)

5. 他の法令との関係

--

開発審査会付議事案調査表 [基準J]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 （1）接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している （2）その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. その他

※厚生労働省基準との適合	年 月 日 福祉局	
協力病院等	所在地	
	名称	
	設立	
※地元市町村の意見	年 月 日 回答 ( ) 内 容 ( )	

6. 当該建築物建築の必要性

7. 他の法令との関連

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

開発審査会付議事案調査表 [基準K]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 (1) 接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している (2) その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. その他

資格（私立学校の場合）	年 月 日 法人認可
地元市町村の意見	年 月 日 回答（ ） 内 容 （ ）

6. 当該建築物建築の必要性

7. 他の法令との関連

開発審査会付議事案調査表 [基準L]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 (1) 接道 幅員（      ）mの（      ）道に接している (2) その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. その他

資格	年 月 日 法人認可
社会福祉法の対象とならない場合は見込まれる都の補助金の種別	
地元市町村の意見	年 月 日 回答 ( ) 内 容 ( )

6. 当該建築物建築の必要性（市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當な理由ほか）

7. 他の法令との関連

開発審査会付議事案調査表 [基準M]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%	構 造	

4. 付近の状況等

付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 (1) 接道 幅員（      ）mの（                      ）道に接している (2) その他 3. その他			
都市計画との関連	地 域 地 区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他	

5. その他

資格	年 月 日 法人認可
療養・精神・結核病床以外の病床を有する予定の病院については、該当する条件	
地元市町村の意見	年 月 日 回答 ( ) 内 容 ( )

6. 当該建築物建築の必要性（市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當な理由ほか）

7. 他の法令との関連

開発審査会付議事案調査表 [基準N]

1. 申請者

住 所	
氏 名	

2. 申請地

所 在 地			
地 目		農地転用	1. 年 月 日 済
地積（開発面積）	m <sup>2</sup>	許 可	2. 見込み

3. 予定建築物

建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	用 途	
延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	構 造	

4. 付近の状況等

都市計画との 関連	付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる・点在している・ほとんどない ） 2. 道路 (1) 接道 幅員（      ）mの（                      ）道に接している (2) その他 3. その他			
	地域地区				
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設		
	宅造規制区域	有 ・ 無	そ の 他		

5. その他

物流効率化法に基づく認定	年 月 日 関東運輸局等
種別	ア. 貨物自動車運送事業法 イ. 倉庫業法
立地場所	ア. 4車線道路の沿道 イ. インターチェンジ周辺
市街化区域内の立地に適当な工業系用途地域の存否	
地元市町の意見（市町村マスタープランとの整合等）	年 月 日 回答（ 内 容（
接道	30m以上の接道長、直接の出入り
道路管理者、交通管理者との協議	協議記録
緑地及び緩衝緑地の設置	緑地面積 30%以上、1 m以上の幅員の緩衝帯
除外区域	農振農用地、保安林（鳥獣保護、森林法）、自然公園法・条例による特別区域、文化財保護の保全地域、その他

6. 他の法令との関連

開発審査会付議事案調査表 [基準〇]

1. 許可を受けようとする者

住 所	
氏 名	
区 分 (資格要件2)	対象建築物の (所有者 ・ 賃借予定者 ・ 購入予定者 )

2. 申請地・対象建築物 (資格要件3(1)、(2))

所在地		敷地面積	m <sup>2</sup>
建 築 物	ア 建築基準法適用以前に建築された建築物 年頃建築 (築約 年)		
	イ 建築基準法適用以降に建築された建築物		
	1. 建築基準法 建築確認 年 月 日 第 号 2. 都市計画法 許可番号 年 月 日 第 号 ( 29 条 ・ 43 条 1 項 ) 法 34 条 第 号 該当		

3. 新旧対照表 (資格要件4、5)

	改築前	改築後	増減
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建ぺい率	%	%	%
容積率	%	%	%
用途			
構造			

(※)対象建築物を改築しない場合は、「改築後」の欄は用途のみ記入すること。

4. 付近の状況等

付近の状況	1. 周辺の住宅（ 立ち並んでいる ・ 点在している ・ ほとんどない ）			
	2. 道路 （1）接道 幅員（                      ）mの（                      ）道に接している （2）その他			
都市計画との関連	地域地区			
	市街化区域からの距離	m	都市計画施設	
	宅造規制区域	有 ・ 無	その他	

5. 当該市町との協議状況（資格要件1）

--

6. 申請理由（資格要件3(3)）

（ ア ・ イ ・ ウ ・ エ ）

7. 他法令との関係（資格要件4(3)）

--

6 審査会提案基準該当案件に関する申請書（必要書類）  
 基準A（既存権利の届出者等の自己用住宅） 必要書類

注意事項	
1)	「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。
2)	開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。
3)	開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。
4)	申請者の印鑑は実印で統一すること。
5)	「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。
6)	添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。

必要書類	相談時	審査会	内容説明
申請書 申請概要 委任状 申請者の印鑑証明書 理由書	○ ○ ○ ○ ○		調査表。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。 申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。 委任状の印影と合致すること。 特に書式はなし。
資格・身分事項 各種証明 既存権利の届出書(写) 農地転用許可書(写) 住民票の写し 借家証明	○ ○ ○ ○ ○		期間内に開発行為等が行えなかったことを証する書面（転勤、長期出張、傷病、災害、訴訟等）。 「法第34条第13号」(※1)の届出書。 申請地が農地であって、かつ上記の届出書のない場合に必要。区域区分日前のもの。 申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。 申請者の現住居が借家の場合必要。賃貸契約書の写し等。
申請地 公図の写し 土地登記事項証明書 道路証明 境界確定図 念書	○ ○ ○ ○ ○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したか記入。 申請地の土地登記事項証明書。 幅員証明等。 申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。 自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書。申請者の押印。

※1. 旧法第34条第9号

基準A（既存権利の届出者等の自己用住宅）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色1cm幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で1cm幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準B（既存建築物の建替え等）自己用住宅以外の建築物 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
申請書 申請概要書 委任状 申請者の印鑑証明書 理由書	○    ○		調査表。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。 申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。 委任状の印影と合致すること。 特に書式はなし。
身分 住民票の写し 登記全部事項証明書	○  ○		申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。 法人の場合は登記全部事項証明書
申請地 公図の写し 土地登記事項証明書 建物登記事項証明書 建築確認書 土地評価証明書 家屋評価証明書 新旧対照表 道路証明 境界確定図 念書	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したか記入。 申請地の土地登記事項証明書。 既存建築物の建物登記事項証明書。 既存建築物の建築確認書。図面、写真等を含む。 建築確認書がない場合に必要。 建築確認書がない場合に必要。 既存建築物と予定建築物との、敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。 幅員証明等。 申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。 既存建築物が区域区分日以後の建築物である場合に必要。 自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書。申請者の押印。

基準B（既存建築物の建替え等）自己用住宅以外の建築物

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準C（既存事業所等の従業員宿舎） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査表。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。市街化区域からの距離、勤務状態、当該施設の既存敷地に建築できない理由を記載。</p>
<p>資格証明</p> <p>事業活動の証明</p> <p>宿舎、寮の管理規定 入居予定者</p>	○	○	<p>事業所が区域区分日前から事業を行っていること、または区域区分日以降に適法に設置されたことが証明されること（工場設置認可書、開設許可書、納税証明、法人の登記全部事項証明書、定款等）</p> <p>社員名簿、職員数、収容人員等。</p> <p>全ての入居予定者について、住民票の写し、従前の居住形態（持ち家、アパート等）、勤務証明。</p>
<p>申請地</p> <p>公図の写し</p> <p>土地登記事項証明書</p> <p>道路証明</p> <p>境界確定図</p> <p>承諾書</p>	○		<p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したか記入。</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等。</p> <p>申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。</p> <p>自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（土地所有者の印鑑証明を添付する）。</p>

基準C（既存事業所等の従業員宿舎）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準D（収用対象事業の施行に伴う移転）市街化区域からの移転 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査表。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>資格・身分</p> <p>収用事業証明</p> <p>斡旋証明</p> <p>住民票の写し</p> <p>登記全部事項証明書</p>	○	○	<p>現建築物等が収用事業に係わっていることについての、事業主体からの証明。事業名、事業執行年度、事業施行区域について明確にされていること。</p> <p>事業主体が調整区域に斡旋することについての証明。</p> <p>住居の場合は申請者の世帯全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。</p> <p>法人の場合は登記全部事項証明書</p>
<p>所有地</p> <p>「名寄帳」 (土地評価証明)</p> <p>区域証明 分布図</p> <p>市街化区域内の 土地状況図</p>	○		<p>申請者の全所有地の土地評価証明。所有地がない場合はない旨の証明が必要(市区町村によって発行しない場合もある)。</p> <p>申請者の現住所及び申請地の所在地の市区町村が発行。</p> <p>上記所有地について市街化区域・調整区域の区別。</p> <p>原則として1/10000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。</p> <p>市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図(写真添付)。</p>

基準D（収用対象事業の施行に伴う移転）市街化区域からの移転

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
住居	建物登記事項証明書	○		現建築物等の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○		現建築物等の土地登記事項証明書。
	建築確認書（写）	○		現建築物等の建築確認書。
	収用対象物件 状 況 図	○		位置図、案内図、敷地現況図、事業施行対象区域を明示。 残地部分に建築できないことを証する図面。
	新旧対照表	○		敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。
申請地	公 図 の 写 し	○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○		申請地の土地登記事項証明書。
	道 路 証 明	○		幅員証明等。
	境 界 確 定 図 念 書			申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。 自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書。申請者の押印。
添付図面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字 2 桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図 ① 配 置 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図 構 造 図			二面（南側、東側）
	① 排 水 施 設			容量計算書添付。
	② 擁 壁			構造計算書添付。
	設置許可書（写）			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	占用許可書（写）			公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。
	放流許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。
現 地 写 真		○		

基準E（地区集会所等の準公益施設） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類		相談時	審査会	内容説明
申請書	申請概要 申請書	○		調査表。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。
	委任状 申請者の印鑑証明書			申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。 申請者が個人又は法人の場合必要。 委任状の印影と合致すること。
	理由書	○		特に書式はなし。
資格証明	建設証明	○		市からの会館建設の証明。
	補助規定	○		市が規定する会館建設補助要綱。
	総意証明			自治会役員からの総意証明。
	利用計算表	○		1年間の利用計画を明示したもの。
申請地	住民分布図 近隣状況図	○		自治会住民の分布状況 周囲自治会の分布状況及び規律並びに世帯数、写真等。
	公図の写し	○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○		申請地の土地登記事項証明書。
	道路証明 境界確定図	○		幅員証明等。 申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。

基準E（地区集会所等の準公益的施設）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準F（第二種特定工作物等に係る建築物） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査表。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>土地登記事項証明書 建築確認書等 会社等の定款</p> <p>管理規程</p> <p>申請地 公図の写し 道路証明 境界確定図 承諾書</p> <p>空中写真等</p>	○	○	<p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>従前の工作物が確認をうけている場合はその写し。</p> <p>墓地、ゴルフ場、グラウンド等の業務内容を明らかにするもの、又その利用人員を明らかにすること。</p> <p>管理人住居を計画する場合は入居者の住民票の写しを添付。</p> <p>入居者が持ち家の場合は、その理由、土地登記事項証明書、家屋登記事項証明書を添付。</p> <p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。</p> <p>幅員証明等。</p> <p>申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。</p> <p>自己所有地でない場合、申請地の土地利用承諾書。（印鑑証明添付）</p> <p>6. 屋外施設の管理施設の場合は、農地転用許可書、宅地造成等規制法の検査済証、空中写真等、過去3年間当該土地利用がされていることを証明するもの。</p>

基準F（第二種特定工作物等に係る建築物）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字 2 桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図			二面（南側、東側）
	構 造 図			容量計算書添付。
	① 排 水 施 設			構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	② 擁 壁			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	



必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
既存建築物	家屋登記事項証明書	○		既存建築物が市街化調整区域内にある場合必要。（増改築含む）
	建築確認書	○		既存建築物が市街化調整区域内にある場合必要。（増改築含む） 図面、写真等を含む。
	土地評価証明書	○		建築確認書がない場合必要。
	家屋評価証明書 新旧対照表	○ ○	○	建築確認書がない場合必要。 増改築の場合必要。敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。
添付図面	位置図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図（カラー）。申請地を赤色で表示（細かい場合は○で表示）。市街化区域（オレンジ色 1 cm 幅で縁取り表示）からの距離を記入（有効数字 2 桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。
	案内図	○	○	住宅地図。申請地を赤色で表示。最寄駅・停留所からの経路を青色で表示、その所要時間を付記。市街化区域は、オレンジ色で 1 cm 幅の縁取りで表示。
	建築計画図 ① 配置図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各階平面図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図 構造図			二面（南側、東側）
	① 排水施設 ② 擁壁 設置許可書（写）			容量計算書添付。 構造計算書添付。 申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	占用許可書（写） 放流許可書（写）			公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。 雨水を河川等に放流する場合必要。
	現地写真		○	

基準H（有料老人ホーム） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査票。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>資格・身分事項</p> <p>開設に係わる証明 市町村長の承認書 設置要綱 経営計画書 隣接病院の承諾書</p>	○	○	<p>施設の開設が見込まれることが確認できる書類。</p> <p>権利関係が、利用権方式または賃貸方式であること。</p> <p>市街化調整区域に立地することの合理性。</p>
<p>申請地</p> <p>公図の写し 土地登記事項証明書 道路証明書 境界確定図 承諾書</p>	○		<p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等。</p> <p>申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。</p> <p>自己の所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（印鑑証明付）</p>

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称・種別、幅員。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準 I (市街化調整区域内の建築物の用途変更(所有権の移転)) 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) A4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>3) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>4) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>5) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類	相 談 時	審 査 会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○	○	<p>調査表。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>申請地</p> <p>許可書等</p> <p>建築確認済証等</p> <p>公図の写し</p> <p>土地登記事項証明書</p> <p>建物登記事項証明書</p> <p>道路証明等</p> <p>境界確定図</p>	○	○	<p>都市計画法第29条許可を受けている場合、検査済証(写)または完了公告日が記載された開発登録簿。</p> <p>同法第43条許可を受けている場合、許可書(写)。</p> <p>対象建築物の建築確認済証(写)。図面を含む。 (済証がない場合は、別途建築基準法に適合していることを示す書類を要する。)</p> <p>申請地周辺の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>対象建築物の建物登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等、建築基準法第43条第1項を満足することを示す資料。</p> <p>申請地が公有地(道、水路)に接している場合、その境界が確定していることを示す通知書(写)または証明書。</p>

基準 I (市街化調整区域内の建築物の用途変更・所有権の移転)

必要書類	相 談 時	審 査 会	内容説明
2 (1) の事項 住 民 票 の 写 し  戸籍全部事項証明書 事故、病気に関する書類			生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。) 生計維持者等の戸籍謄本。 事故、病気による場合は、それを証明する書面
2 (2) の事項 住 民 票 の 写 し  戸籍全部事項証明書 在 職 証 明 通 勤 経 路 図			生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。) 生計維持者等の戸籍謄本。 生計維持者等の職業・勤務先を証明する書類。 申請地から生計維持者等の勤務先までの経路と時間を表示したもの。
2 (3) の事項 破 産 宣 告 競 落 に 関 す る 書 類  失 踪 宣 告 借 金 等 に 関 す る 書 類			裁判所においてその行為がなされたことを示す官報の写し。 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書等、競落されたことを証明する書類。 裁判所においてその行為がなされたことを示す官報の写し。 当該地において生計を維持することができないことを示す書類。
2 (4) の事項 住 民 票 の 写 し			生計維持者等の住民票。(生年月日が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。)
2 (5) の事項 住 民 票 の 写 し  戸籍全部事項証明書			許可を受けようとする者の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。) 許可を受けようとする者の戸籍謄本。

資  
格  
・  
身  
分

基準 I (市街化調整区域内の建築物の用途変更・所有権の移転)

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは赤丸で表示。市街化区域（オレンジ色で、1cm 幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字 2 桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地は赤で表示。最寄り駅・停留所からの所要距離・経路は青で表示。市街化区域はオレンジ色で 1cm 幅の縁取り着色。
	建 築 図 面 ① 配 置 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・求積表（全体及び路地状・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・雨水排水施設・接道する道路名称、種別及び幅員。
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図 排水施設構造図 他法令許可書等			二面（南側、東側） 容量計算書添付。 他法令の許認可等を要する場合、許可書（写）。（許可見込みの場合は、申請書（写）等）
占有許可書（写）			公有地（道、水路）を占有する場合に必要。	
放流許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合に必要。	
現 地 写 真			○	

基準 I の 2 (市街化調整区域内の建築物の用途変更 (賃貸住宅への用途変更)) 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) A4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>3) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>4) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>5) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類	相 談 時	審 査 会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書</p> <p>理由書</p>	○	○	<p>調査表。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>申請地</p> <p>許可書等</p> <p>建築確認済証等</p> <p>公図の写し</p> <p>土地登記事項証明書</p> <p>建物登記事項証明書</p> <p>道路証明等</p> <p>境界確定図</p>	○	○	<p>都市計画法第29条許可を受けている場合、検査済証(写)または完了公告日が記載された開発登録簿。</p> <p>同法第43条許可を受けている場合、許可書(写)。</p> <p>対象建築物の建築確認済証(写)。図面を含む。 (済証がない場合は、別途建築基準法に適合していることを示す書類を要する。)</p> <p>申請地周辺の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>対象建築物の建物登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等、建築基準法第43条第1項を満足することを示す資料。</p> <p>申請地が公有地(道、水路)に接している場合、その境界が確定していることを示す通知書(写)または証明書。</p>
<p>資格・身分</p> <p>3(1)の事項</p> <p>住民票の写し</p> <p>戸籍全部事項証明書</p> <p>事故、病気に関する書類</p>			<p>生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。)</p> <p>生計維持者等の戸籍謄本。</p> <p>事故、病気による場合は、それを証明する書面</p>

基準 I の 2 (市街化調整区域内の建築物の用途変更・賃貸住宅への用途変更)

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
資 格 ・ 身 分	3 (2) の事項 住 民 票 の 写 し  戸籍全部事項証明書 在 職 証 明 通 勤 経 路 図			生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイ ナンバーの記載のないもの。) 生計維持者等の戸籍謄本。 生計維持者等の職業・勤務先を証明する書類。 申請地から生計維持者等の勤務先までの経路と時間を表示 したもの。
	3 (3) の事項 借金等に関する書類			当該地において生計を維持することができないことを示す 書類。
	3 (4) の事項 住 民 票 の 写 し			生計維持者等の住民票。(生年月日が記載されたもの。マイナ ナンバーの記載のないもの。)
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図。申請地は赤で表示。申請 地が細かいときは赤丸で表示。市街化区域(オレンジ色で、 1cm 幅の縁取り着色)からの距離を記入(原則として有効数 字 2 桁、「約」表示)。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地は赤で表示。最寄り駅・停留所からの所要 距離・経路は青で表示。市街化区域はオレンジ色で 1cm 幅の 縁取り着色。
	建 築 図 面 ① 配 置 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置(1階実線、2階点線)・求積表 (全体及び路地状・法面等建築敷地に適しない部分以外の面 積)・地盤高・雨水排水施設・接道する道路名称、種別及び幅 員。
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用 途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図 排水施設構造図 他法令許可書等			二面(南側、東側) 容量計算書添付。 他法令の許認可等を要する場合、許可書(写)。(許可見込み の場合は、申請書(写)等)
	占有許可書(写) 放流許可書(写) 現 地 写 真			○ 公有地(道、水路)を占有する場合に必要。 雨水を河川等に放流する場合に必要。

基準 J (介護老人保健施設) 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235~P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類を A 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本 1 部、副本 1 部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面は A 3 判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査票。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3 欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8 欄に「法第 34 条第 14 号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2 欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4 欄に「令第 36 条第 1 項第 3 号ホ」と記入。</p> <p>い申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>資格・身分事項</p> <p>設置者 開設に係わる 証明 市町村長の 承認書 経営計画書 協力病院 との確認書</p>	○	○	<p>登記全部事項証明書、定款、事業概要、納税証明</p> <p>老人保健施設の開設が確実に許可される見込みである旨の確認書。</p>
<p>申請地</p> <p>公図の写し 土地登記事項証明書 道路証明 境界確定図 承諾書</p>	○		<p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等。</p> <p>申請地が公有地 (公道、水路) に隣接している場合に必要。</p> <p>自己の所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書 (印鑑証明付)。</p>

基準 J (介護老人保健施設)

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として 1/10000 の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で 1cm 幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字 2 桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で 1cm 幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1 階実線、2 階点線）・求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称、種別、幅員。建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			二面（南側、東側）
	協力病院位置図	○	○	住宅地図等。申請地を赤、協力病院を○で表示。申請地から協力病院までの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で 1cm 幅の縁取り着色
	構 造 図			容量計算書添付。 構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	① 排 水 施 設			
	② 擁 壁			
設置許可書（写）			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。	
占用許可書（写）			公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
現 地 写 真			○	

基準K（学校） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査票。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
<p>資格・身分事項</p> <p>設置者</p> <p>開設に係わる証明</p> <p>市町村長の承認書</p>	○	○	<p>登記全部事項証明書、定款、事業概要、納税証明</p> <p>施設の開設（農業科又は総合学科（農業科に関する科目を設けている。）の学校）が見込まれることが確認できる書類。</p>
<p>申請地</p> <p>公図の写し</p> <p>土地登記事項証明書</p> <p>道路証明</p> <p>境界確定図</p> <p>承諾書</p>	○		<p>申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入</p> <p>申請地の土地登記事項証明書。</p> <p>幅員証明等。</p> <p>申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。</p> <p>自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（印鑑証明付）。</p>

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称、種別、幅員。建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			容量計算書添付。
	② 擁 壁			構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	設置許可書（写）			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占有許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。	
放流許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
現 地 写 真		○		

基準L（社会福祉施設） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。          (写)については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類 (P. 235～P. 240) に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
申請書	○		調査票。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。 建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。
委任状			申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。
申請者の印鑑証明書 理由書	○		委任状の印影と合致すること。 特に書式はなし。
資格・身分事項			
設置者	○		登記全部事項証明書、定款、事業概要、納税証明
資格に係わる証明	○	○	申請者に資格がない場合は、資格を得ることが見込まれることが確認できる書類。
開設に係わる証明	○	○	施設の開設が見込まれることが確認できる書類。
社会福祉法の対象とならない場合に必要書類	○	○	申請者及び施設に都の補助金を得る見込みのあることが確認できる書類（社会福祉法に基づかない施設の場合）
市町村長の承認書	○	○	
申請地			
公図の写し	○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」写したか記入
土地登記事項証明書	○		申請地の土地登記事項証明書。
道路証明	○		幅員証明等。
境界確定図			申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
承諾書			自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（印鑑証明付）。

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称、種別、幅員。建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			二面（南側、東側）
	③ 立 面 図			容量計算書添付。
	構 造 図			構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	① 排 水 施 設			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	② 擁 壁			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
	設置許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。
占有許可書（写）				
放流許可書（写）				
現 地 写 真			○	

基準M（病院） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) 開発行為となる場合は、開発行為許可申請の書類（P. 235～P. 240）に下表のうち重複しないものを追加すること。</p> <p>3) 開発行為とならない場合は、下表の書類をA 4 ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>4) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>5) 「審査会」欄に○のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>6) 添付図面はA 3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
--

必要書類	相談時	審査会	内容説明
<p>申請書</p> <p>申請概要 申請書</p> <p>委任状</p> <p>申請者の印鑑証明書 理由書</p>	○		<p>調査票。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。</p> <p>開発行為の場合、3欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、8欄に「法第34条第14号」と記入。</p> <p>建築行為の場合、2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。</p> <p>申請手続きを代理人が行う場合必要。</p> <p>委任者及び受任者の住所、氏名を記入し押印。</p> <p>委任状の印影と合致すること。</p> <p>特に書式はなし。</p>
資格・身分事項			
設置者	○		登記全部事項証明書、定款、事業概要、納税証明
開設に係わる証明	○	○	施設（病床の種類）の開設が見込まれることが確認できる書類。
市町村長の承認書	○	○	
申請地			
公図の写し	○		申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入
土地登記事項証明書	○		申請地の土地登記事項証明書。
道路証明	○		幅員証明等。
境界確定図			申請地が公有地（公道、水路）に隣接している場合に必要。
承諾書			自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（印鑑証明付）。

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	
	① 配 置 図			敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称、種別、幅員。
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図			二面（南側、東側）
	構 造 図			容量計算書添付。
	① 排 水 施 設			構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	② 擁 壁			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	設置許可書（写）			公有地（公道、水路）を占有する場合に必要。
占有許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
放流許可書（写）				
現 地 写 真		○		



基準N（幹線道路の沿道等における特定流通業務施設）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは○で表示。市街化区域（オレンジ色で1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地（赤）で表示。最寄り駅・停留所からの所要時間・経路（青）で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 計 画 図	○	○	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・排水施設・道路名称、種別、幅員、接道長・緑化及び緩衝緑地等。 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。 二面（南側、東側）
	① 配 置 図			
	② 各 階 平 面 図			
	③ 立 面 図			
	構 造 図			
	① 排 水 施 設			容量計算書添付。
	② 擁 壁			構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	設置許可書（写）			申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書（写）			公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書（写）			雨水を河川等に放流する場合必要。	
現 地 写 真			○	

基準〇（市街化調整区域内の既存建築物を活用した地域再生のための用途変更） 必要書類

<p>注意事項</p> <p>1) 「相談時」欄に〇のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。 （写）については、申請時に原本照合が必要。</p> <p>2) A4ファイルに綴り、インデックスをつけること。提出部数は正本1部、副本1部。</p> <p>3) 申請者の印鑑は実印で統一すること。</p> <p>4) 「審査会」欄に〇のあるものは審査会添付資料として別途必要部数を準備すること。</p> <p>5) 添付図面はA3判横で、原則として北上となるように作成し、方位を明示する。</p>
---

必要書類	相談時	審査会	内容説明
申請書	○		調査表。 申請手続きを代理人が行う場合、申請者の横に代理人の氏名、所属、連絡先電話番号を記入。 2欄に予定建築物の用途、建築面積及び延べ面積、4欄に「令第36条第1項第3号ホ」と記入。 申請手続きを代理人が行う場合必要。 委任状及び受任者の住所、氏名を記入し押印。 委任状の印影と合致すること。
委任状	○	○	特に書式はなし。
申請者の印鑑証明書 理由書	○	○	
申請地 許可書等	○	○	都市計画法第29条許可を受けている場合、検査済証（写）または完了公告日が記載された開発登録簿。 同法第43条許可を受けている場合、許可書（写）。
建築確認済証等	○		対象建築物の建築確認済証（写）。図面を含む。 （済証がない場合は、別途建築基準法に適合していることを示す書類を要する。）
公図の写し	○		申請地周辺の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入
土地登記事項証明書	○		申請地の土地登記事項証明書。
建物登記事項証明書	○		対象建築物の建物登記事項証明書。
道路証明等			幅員証明等、建築基準法第43条第1項を満足することを示す資料。
境界確定図			申請地が公有地（道、水路）に接している場合、その境界が確定していることを示す通知書（写）または証明書。
新旧対照表			対象建築物を改築する場合、敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途、構造を比較したもの。
承諾書			申請地を購入予定の場合、申請地の土地使用承諾書。 対象建築物を購入予定の場合、対象建築物の使用承諾書。 （それぞれ印鑑証明付）

基準〇（市街化調整区域内の既存建築物を活用した地域再生のための用途変更）

必要書類	相 談 時	審 査 会	内容説明
市町長の同意書 賃貸借契約書 売買契約書		○	記載内容は資格要件1(1)～(3)参照。 申請者が対象建築物の賃借予定者である場合、写しが必要。 申請者が対象建築物の購入予定者である場合、写しが必要。
3(3)アの事項 住民票の写し  戸籍全部事項証明書 事故、病気に関する書類			生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。) 生計維持者等の戸籍謄本。 事故、病気による場合は、それを証明する書面
資格・身分 3(3)イの事項 住民票の写し  戸籍全部事項証明書 在職証明 通勤経路図			生計維持者等の住民票。(居住者全員が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。) 生計維持者等の戸籍謄本。 生計維持者等の職業・勤務先を証明する書類。 申請地から生計維持者等の勤務先までの経路と時間を表示したもの。
3(3)ウの事項 破産宣告 競落に関する書類  失踪宣告 借金等に関する書類			裁判所においてその行為がなされたことを示す官報の写し。 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書等、競落されたことを証明する書類。 裁判所においてその行為がなされたことを示す官報の写し。 当該地において生計を維持することができないことを示す書類。
3(3)エの事項 住民票の写し			生計維持者等の住民票。(生年月日が記載されたもの。マイナンバーの記載のないもの。)

基準〇（市街化調整区域内の既存建築物を活用した地域再生のための用途変更）

必要書類		相 談 時	審 査 会	内容説明
添 付 図 面	位 置 図	○	○	原則として1/10000の都市計画図。申請地は赤で表示。申請地が細かいときは赤丸で表示。市街化区域（オレンジ色で、1cm幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。主要な目標物を表示。カラー図。
	案 内 図	○	○	住宅地図。申請地は赤で表示。最寄り駅・停留所からの所要距離・経路は青で表示。市街化区域はオレンジ色で1cm幅の縁取り着色。
	建 築 図 面	○	○	
	① 配 置 図			敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・地盤高・雨水排水施設・接道する道路名称、種別及び幅員。
	② 各 階 平 面 図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図 排水施設構造図 他法令許可書等			二面（南側、東側） 容量計算書添付。 他法令の許認可等を要する場合、許可書（写）。（許可見込みの場合は、申請書（写）等）
占有許可書（写） 放流許可書（写） 現 地 写 真			公有地（道、水路）を占有する場合に必要。 雨水を河川等に放流する場合に必要。	
			○	

7 許可不要建築物の相談書類

- (1) 農業、林業、若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物（都市計画法第29条第1項第2号）相談書類

必要書類		内容説明
申請者の資格に関する書類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 業種の内容、設置理由、建築物の用途を明記する。
	委任状	申請手続きを代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	証明書	農業、林業若しくは漁業に従事している旨の公的機関が発行したもの
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記簿謄本	申請者が法人の場合、申請者の登記簿謄本。
	借家証明	住宅を新築する場合に必要。
申請者	公図の写し	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明	地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	幅員証明等。
その他	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書

必 要 書 類		内 容 説 明	
添 付 図 面	位置図	住宅地図で可。	
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況(崖、川、山、道、擁壁等の位置)が明示されたもの	
	造成計画平面図	造成行為を伴う場合は必要。	
	造成計画断面図		
建築計画図	(1) 配置図	敷地の境界・申請建物の位置(1階実線、2階点線)・求積表(全体及び路地状、法面等建築敷地に適しない部分の面積)・地盤高さ・道路名称、種別、幅員	
(2) 各階平面図			建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造等を表で記入。
(3) 立面図			

(2) 公益上必要な建築物（都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号）相談書類

必 要 書 類		内 容 説 明
申 請 者 の 資 格 に 関 す る 書 類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 業種の内容、設置理由、開設する施設名（別表 3-6-1、3-6-2 の分類による）、根拠法を明記する。
	委任状	申請手続を代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	免許等	開設する施設を設置するために必要な免許等を有していることを証明する書類
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書	申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
申 請 者	公図の写し	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記事項証明書	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明	地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	幅員証明等。
そ の 他	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書

必 要 書 類		内 容 説 明
添 付 図 面	位置図	住宅地図で可。
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況(崖、川、山、道、擁壁等の位置)が明示されたもの
	造成計画平面図 造成計画断面図	造成行為を伴う場合は必要。
	建築計画図 (1) 配置図  (2) 各階平面図  (3) 立面図	敷地の境界・申請建物の位置(1階実線、2階点線)・求積表(全体及び路地状、法面等建築敷地に適しない部分の面積)・地盤高さ・道路名称、種別、幅員  建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造等を表で記入。

(3) 許可不要の日用品店舗等（都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号及び同法第 43 条第 1 項第 5 号）相談書類

必要書類		内容説明
申請者の資格に関する書類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する店舗等の業種名（別表 3-6-3 の分類による）、業種の内容、設置理由を明記する。
	委任状	申請手続きを代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	印鑑証明	申請者の印鑑証明を添付する。
	免許等	当該店舗等の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記簿謄本	申請者が法人の場合、申請者の登記簿謄本。
申請者	借家証明	住宅を新築する場合に必要。
	公図の写し	申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」転写したかを記入。
	土地登記謄本	申請地の土地登記謄本。
	農転許可証明	地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
その他	道路証明	幅員証明等。
	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	設置要望書	取扱基準（3）立地についてイを適用する場合に必要。
	経営診断書	中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証する書類
	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書

必要書類		内容説明
添付図面	位置図	原則として 1/10,000 の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域（オレンジ色で 1 cm 幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字 2 桁、「約」表示）
	付近見取り図	原則として 1/2,500 の都市計画図（住宅地図でも可）。申請地を赤で表示。 取扱基準(3)立地について、(6)敷地についてアの要件を満たしていることを図示すること。
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの
	土地利用計画図	開発行為を伴う場合は必要。
	造成計画平面図	造成行為を伴う場合は必要。
	造成計画断面図	造成行為を伴う場合は必要。
	建築計画図	立面図、平面図（延べ面積 50 平方メートル以内、店舗部の。延べ面積が全体 50%以上であること）。
	店舗等に供する部分の詳細配置図	店舗等に供する部分に設置する施設、設備等の配置詳細図
	機械設備明細書	店舗等に供する部分に設置する機械設備等の明細書

(4)市街化調整区域における既存建築物の建替え 必要書類

必要書類		内容説明
申請地	公図の写し	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	申請地の土地登記事項証明書。
	建物登記事項証明書	既存建築物の建物登記事項証明書。
	建築確認通知書	既存建築物についての建築確認通知書。図面、写真等を含む。
	土地評価証明	建築確認通知書がない場合必要。
	家屋評価証明	建築確認通知書がない場合必要。
	新旧対照表 道路証明	敷地面積、建築面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、用途・構造を比較したもの。 幅員証明等。
添付図面	案内図	住宅地図。申請地（赤）で表示。
	建築計画図	
	①配置図	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延べ面積）。
	②各階平面図 ③立面図	建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。（用途は、建築基準法別表第2の分類に従って記入） 二面（南側、東側）。